

入札閲覧設計図書に関する質疑書の回答

令和4年12月20日
京都府流域下水道事務所

業務番号	流5洛南第13号の1
業務名	木津川流域下水道洛南浄化センター
業務箇所	八幡市八幡焼木1
【質疑事項】	【回答】
<p>【クレーン設備点検対象年度について】</p> <p>閲覧設計書（抜粋）では、対象（R6、R9）対象外（R5、R7、R8）となっておりますが、閲覧設計書のクレーン点検設計書では、実施しない（R5、R7、R9）実施（R6、R8）となっております。どちらを正と考えたらよろしいのでしょうか。また、閲覧設計書のクレーン点検設計書を正と考えた場合、入札時提出の内訳書については、「今回計上せず」の年度に金額を記入し、今回計上せずの文言は削除してよろしいのでしょうか。</p> <p>【電力調達業務について】</p> <p>昨今、燃料価格高騰に伴い、電力の価格変動が大きくなっており、今後の見通しがつきにくいところであり、本業務委託期間5年の間にも価格の増減があると予測される中、発注者様、受注者のリスク回避の観点から、電力料金（基本料金、電力量料金、燃料調整額、再エネ賦課金含む）の価格が著しく増減した場合、設計変更は協議により対象となるのでしょうか。</p>	<p>閲覧設計書（抜粋）の記載が誤りであり、正しくは対象（R6、R8）対象外（R5、R7、R9）です。ホームページに掲載の閲覧設計書（抜粋）について修正しました（今回計上せずの欄には金額を計上していません）。</p> <p>業務契約書別紙19「業務委託料の見直し」第2項に該当しますので、電力料金が著しく変動し業務委託料が不相当と認められたときは、業務委託料の見直しを請求することができます。</p>